

武生郷友会学舎生心得

在舎生は学舎規則を遵守し、学舎内の秩序の保持並びに舎内環境を勉学に適するよう努めるものとする（一般事項を尊重する）。

学舎内規則は学生委員会において原案を立案（改廃）し、学舎委員会の手を経て当理事会の承認を得るべきものとする。

【一般の事項】

1. 学舎生活は礼儀正しく、舎生同志は親愛の情を以って交わり、特に朝晩の挨拶を励行する。
2. 明るい清潔な環境を作り、落ち着いた学習態度を養う為、常に整理整頓を心がける。
3. 起床、就寝の時間は規定しないが、規律、節度ある生活を通じ、自立、自助の精神を養う。
4. 学生寮生活の本義に基づき静粛を心がけること。
 - ① 22時以後の他室訪問はなるべく遠慮し、やむを得ず訪ねる場合は短時間で切り上げる。及び、大声での雑談を禁ずる。
 - ② 22時以後は読書、研究等の時間として特に静粛を心がけること。
 - ③ 居室でのラジオ・テレビ・CD・パソコン・楽器類の使用に際しては、隣室者の同意を得ること。
 - ④ マージャンはリビングのみとし、居室でのマージャンを禁止とする。許可日は土・日・祭日、長期休暇（3・8月・12/20～1/10）とする。
5. 在舎生は公衆衛生をわきまえ、食堂・リビング・自炊室・廊下・便所・シャワールーム・洗濯室等を清潔に保ち、定められた掃除（当番制）・消毒を行うなどの環境衛生保持に努めること。
6. 学生相互間の金銭上のトラブル、個人間の好き嫌いによる不仲等には、各自細心の配慮をすること。

【居室・部屋鍵】

1. 在舎生は舎監及び学生委員長の許可なく勝手に居室を変更してはならない。居室割当ての決定は舎監及び学生委員長の協議において行う。部屋替えは、時期は2月に行う。部屋替えする者は、部屋壁・床仕上更新等、原状復帰の為の規定費用を当会に納入しなければならない。
2. 各室の部屋鍵は各自に貸与する。（鍵1本）
3. 部屋鍵の複製・転貸はこれを禁止する。
4. 部屋鍵の紛失による取り替え費用は、各自の負担とする。

【光熱費・電話】

1. 居室で使用した光熱費は個人負担とし、別途、事務局が徴収する。
2. 事務局設置電話での、外来からの受信管理は原則として、これを行なわない。
3. 私有の電話機は居室に自由に設置出来るが、その管理は各自の責任において行う。

【外出・外泊及び在舎の有無】

1. 門限は24時とし、戸締まりは舎監がこれを行う。但し、突発事故、その他重大な自由がある場合はこの限りではない。
2. 帰舎が門限以後になる時は、事前に許可を受けること。緊急の場合は電話にて連絡すること。
3. 2泊以上の外泊をする場合は、必ず事前に外泊届けを舎監に届け出なければならない。
4. 登校・外出・在舎の表示は、個室の扉（鍵）の開閉により、在・不在のが表示されるので、扉の開閉は十分気をつけること。又、玄関に表示板を取り付けた際には、各自が責任を以って表示しなければならない。

【食事】

1. 食事は食堂で行う。
2. 食事は定められた時間に済ませること。下記の終了時間を経過したら、特別の事情がない限り破棄するものとする。

朝食－午前7時00分－10時00分

夕食－午後6時00分－10時00分

3. 土・日・祭日は、休食とする。
4. 3・8月・12/20～1/10は、長期休暇の為、休食とする。
5. 欠食を希望する者は、当日（休食日を除く）午前12時までに事務局に届け出るものとする。

【厨房・自炊室】

1. 厨房内の立ち入りは禁止する。
2. 自炊室使用後の清掃・火気管理は、使用者が責任を持つこと。且つ、学生委員会の選出により責任者を置く。
3. 備え付けの食器は自炊室・食堂以外に、持ち出してはならない。

【食堂及びその他の公室の使用】

1. 舎生相互の各種会合に、食堂及びその他の公室を使用する時は、事前に事務局に届けなければならない。その使用時間は最終午前12時までとする。
2. 上記、使用後は学舎生が責任を持って清掃等の片付けを行う事。
3. 公室及び共用空間には、私有物を放置してはならない。

【来訪者】

1. 来訪者がある場合は、事前に書面にて事務局に申し出る事を原則とする。
2. 親族・身元保証人以外の女性の立ち入りは、一階の食堂のみとし、居室への立ち入りを禁止する。

【シャワー・洗濯】

1. シャワー・洗濯機（5F）の使用は午前7時～午前12時とする。使用後は使用者が自主的に整理整頓する事。
2. 清掃業者が清掃中の場合は使用不可とする。

【清掃】

1. 居室内は常に、清潔整頓を行う事。舎内は上履きを使用する事。
2. 全舎の内外大掃除は、年2回全員で行う。（舎監と学生委員会との協議により日程を決定する。）

【火災予防】

1. 火気の取り扱いについては、厳重に注意し、次の事項を厳守して建物全般の火災予防を怠ってはならない。
 - ① 各階通路空間での喫煙はこれを禁止する。
 - ② ベッドでの喫煙をしてはならない。
 - ③ 居室での加燃による自炊等をしてはならない。
 - ④ 居室を空ける時の電源、煙草の吸い殻等の後始末の確認。
 - ⑤ 建物内への引火物の持ち込みの禁止。
2. 火災・地震・その他の災害による緊急時には、舎監の指示に従って行動する事。

【保健衛生】

1. 病気の為、休養を要する者は、舎監に申し出てその指示を受ける。
2. 特に体に異常を覚えた時、又は、病気の為医師の診断を受けた時は、舎監にその旨を申し出なければならない。

【駐輪場】

1. 学舎生が、駐輪場を使用する時は、舎監に申請し許可を得なければならない。
2. 施設の駐輪場は有料とし（附則参照）、各自が責任を持って管理する事。オートバイ・自動車等の敷地内（駐輪場も含む）での駐車は禁止する。

【ごみ処理について】

1. 上記につき、事務局の指示のもと、各人が決められた時間までに所定の場所にルールを守って捨てる事。

【ペットについて】

1. ペットについては、これを飼う事を禁止する。

【その他】

その他、新聞購入等、規則で規定されていない支払い等については、各個人の管理とする。

【舎監への届出事項】

1. 下記の事項は、必ず舎監に届け出なければならない。
 - ① 事故にあった時
 - ② 盗難にあった時

③ 学舎の備え付けの什器備品等を破損、滅失した場合

附則

駐輪場使用費は、当分の間、下記の通りとする。

駐輪場使用費（月額） 0円

（改定、平成15年2月）